

本人確認について

個人に関する情報が誤って他人に開示されてしまうと、本人が不足の権利利益侵害を被る場合もあることから、開示請求、訂正請求及び利用停止請求を行うに当たっては、請求者本人であること（法定代理人による請求の場合は法定代理人であること）を示す次の書類を提示又は提出いただきます。

1 本人が請求を行う場合

(1) 窓口で請求を行う場合

請求書に記載されている請求者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている、次に掲げるいずれかの書類を提示してください。

- ・ 運転免許証
- ・ 個人番号カード
- ・ 住民基本台帳カード(住所記載があるもの)
- ・ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
- ・ 身体障害者手帳
- ・ その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類で、本人であることを確認できる書類

(2) 郵送で請求を行う場合

上記(1)の書類のいずれかを複写機により複写したものに加え、住民票の写し等(開示等請求日前30日以内に作成されたものに限る。個人番号の表示は必要ない。)をご提出ください。

なお、「住民票の写し」とは、市区町村が発行したもので、その複写物では認められません。

2 法定代理人が請求を行う場合

(1) 窓口で請求を行う場合

上記1の(1)に掲げる書類で法定代理人本人であることを確認させていただくとともに、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書又は家庭裁判所の証明書(開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。)をご提出ください。

(2) 郵送で請求を行う場合

上記(1)に掲げる書類に加え、住民票の写し等(開示等請求日前30日以内に作成されたものに限る。個人番号の表示は必要ない。)をご提出ください。

上記に掲げた書類を所持していない場合などは、事前にご相談ください

なお、本人を確認する都合上、複数の書類又は上記以外の書類を提示又は提出していただく場合がありますのであらかじめご了承ください。